

はり・きゅう・マッサージ施術費助成について

京都市では、高齢者の健康の保持・増進に役立てるため、満75歳以上の市民の皆様を対象に、施術費の一部を助成しています。

健康増進を目的としたはり・きゅう・マッサージの施術費の支払いに使用できる1回1,000円の補助券をお1人につき4枚交付します。
(1,000円を超える部分は自己負担になります。)

補助券の交付を希望される場合は、申込みが必要です。

保険適用となる
施術には
利用できません。

対象者

京都市内にお住まいの満75歳以上の方(令和7年4月1日時点で)

対象施術

市内の施術者で「京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業指定施術者」として登録されている者による、保険適用対象外のはり・きゅう・マッサージの施術

申込方法

【郵送】

はがきや便箋等に「はり・きゅう・マッサージ助成」と書き、郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、連絡先の電話番号をご記入のうえ、以下の住所へ送付してください。
(送付先)

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1
 中信御池ビル4階 京都市保健福祉局保険年金課 あて

※裏面の申込用紙を切り取ってご利用ください。

※郵便料金が不足している場合は申込の受付ができません。

【オンライン】

右記二次元コードから申込サイトにアクセスいただき、必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

◎申請者ご本人による申請をお願いします。ただし、やむを得ず代理人による申請を行う場合は、代筆者の氏名と、代筆者とご本人の関係を記入してください。



受付期間

令和6年12月2日(月) ~ 令和7年2月28日(金)

※郵送での申請については、当日消印有効

※定員は2,500名(多数の場合抽選)

補助券の 使用期間

令和7年4月1日(火) ~ 令和8年3月31日(火)

(使用期間初日までに「補助券」及び「指定施術所(者)一覧」を送付します。)

お問合せ先

京都いつでもコール

電話 075-661-3755 / FAX 075-661-5855

※おかけ間違いにご注意ください。

予算の審議に伴い事業内容に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。



健康長寿のまち・京都



京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行:令和6年11月 京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課
電話:075-213-5862
京都市印刷物 第064599号

－はがき記入例－

令和7年度
はり・きゅう・マッサージ助成

住所	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	
フリガナ	オイケ タロウ	
氏名	御池 太郎	
生年月日	大正	
	昭和 〇〇年〇〇月〇〇日	
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
※代筆の場合は要記入 (代筆者名 関係)		

郵便はがき

604-8091

京都市中京区寺町通御池下る
下本能寺前町500-1
中信御池ビル4階

京都市保健福祉局保険年金課
行

(キリトリ線)

令和7年度
はり・きゅう・マッサージ助成

住所	郵便番号	—
	京都市 区	
フリガナ		
氏名		
生年月日	大正	
	昭和 年 月 日	
電話番号		
※代筆の場合は要記入 (代筆者名 関係)		

(キリトリ線)

ご注意ください！

- ・ 施術補助券の使用は、申込者ご本人に限ります。
- ・ 保険適用ではない施術を受けた場合のみ補助券を使用できます。
- ・ 1回の施術で使用できる補助券は1枚です。
- ・ 使用期間を過ぎると使用できません。

令和6年度の補助券(うぐいす色)は
令和7年3月31日(月)までに
ご使用ください。

使用方法などに不明な点・不安な点があれば
京都市保健福祉局保険年金課までお問合せ
ください。075-213-5862